

清 原 和 之 *1 、毎 熊 浩 $-^{*2}$ 、小 林 准 士 *3

Current Status and Issues of Appraisal and Selection of
Municipal 'Archival' Records
: A Questionnaire Survey of Municipalities with its Archives
KIYOHARA Kazuyuki, MAIGUMA Koichi, KOBAYASHI Junji

キーワード:自治体、公文書館、公文書管理、評価選別

はじめに

地方自治体における公文書の管理は、適正 な業務の遂行や行政運営全般の適正化のため に重要であるが、それのみならず、住民への 説明責任を果たすためにも不可欠なものであ る。また、自治体公文書は住民共有の知的資 源としても広く認識されてきており、住民の 知る権利の行使や歴史資料等としての利用、 さらには、行政と住民双方からの行政活動 の検証や政策の評価のためにも重要なものと 位置づけることができる。こうした多様な価 値を持つ公文書の管理について、2009年に 制定された国の公文書等の管理に関する法律 (以下、公文書管理法と略)は、その第34条で、 地方公共団体においても、「この法律の趣旨 にのっとり、その保有する文書の適正な管理 に関して必要な施策を制定し、及びこれを実 施するよう努めなければならない。」とする 努力義務を課しているが、未だ、同法の趣旨 にのっとった適正な文書管理が十分に浸透しているとは言い難い現状にある。このことは、公文書管理条例を制定している自治体が都道府県で15団体、政令指定都市で6団体、市区町村で32団体(2022年7月時点)⁽¹⁾に留まっていることからもうかがい知ることができる。他方で、最近では、自治体の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が住民共有の知的資源たることに鑑み、「区民の知る権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するため」の「区民合意のもと」での公文書管理を、理念として条例で明確に示した豊島区のような例もみられるようになった⁽²⁾。

こうした住民の合意に基づく公文書管理の 促進に向けて、本稿執筆メンバーは、適正な 公文書の選別・廃棄、重要な公文書の永続的 保存を行っていくための評価選別という営為 に焦点を当て、「市民参加による自治体公文 書の評価選別に関する理論的・実践的研究」 という調査研究プロジェクトを進めている。

^{* 1} 島根大学法文学部社会文化学科

^{* 2} 島根大学法文学部法経学科

^{* 3} 島根大学法文学部社会文化学科

当研究プロジェクトでは、自治体におけるより適正な公文書管理体制を、各自治体の実態に即していかに実現していくかという問題関心のもと、その基礎的調査として、現状と課題を把握すべく、国内の公文書館等設置自治体へのアンケート調査を実施した。本稿では、この調査の目的を示し、その実施結果をまとめた上で、若干の考察を行う。

1. アンケートのねらいと質問事項の 設定一評価選別実務の多様性を把 握する一

1.1 〈事後的な評価選別〉から〈事前の評価〉へ 行政活動の過程で生み出される公文書を アーカイブズ (3) として残し、利用可能にし ていく上で、文書の評価選別という営為は欠 くことのできないものであるが、自治体ごと にその実態は多様である。そもそも、日本に おいて主に用いられる「評価選別」という用 語は、「評価 | と「選別 | という二つの別の 意味を持つ語をつなぎ合わせたものである。 ここで、異なる目的を持つそれぞれの作業 について示しておくと、「評価 | (appraisal) とは、組織の活動や他の記録との関係性から 文書の価値を決定し、保存すべき期間や(アー カイブズ機関等に)移管するか廃棄するかの 処分を決めることを指す ⁽⁴⁾。すなわち、文 書の価値を判断することを意味する。他方、 「選別」(selection)とは、アーカイブズ機関 等に移管すべき、持続的価値ゆえに保存され る資料を特定することを指す⁽⁵⁾。すなわち、 アーカイブズとして保存するか否かを最終的 に判断することを意味する。この二つの作業 が「評価選別」という一語で表されてきたの には、日本においては、従来、保存期間満了 後に廃棄扱いとなった文書のなかから、事後 的にアーカイブズとして移管すべきものを選 択するという形で実務がなされてきたため、 文書の価値を評価することと、それをアーカ イブズとして選び出すこととが明確には区別 されず、それらが一連の業務として、同時に 行われてきたことを反映しているものと考え られる。しかしながら、近年、公文書管理法 の制定に前後して、保存か廃棄かを最終的に 決定する「選別」とは区別されるものとして、 「評価」という業務の重要性が改めて認識されてきている状況にあるといえる。この認識 の変化を、日本の国および地方自治体における る〈事後的な評価選別〉から〈事前の評価〉 へという業務上の重点の移行という観点から 整理しておきたい。

まず、従来型の〈事後的な評価選別〉につ いてであるが、その業務実態としては、文書 の保存期間が満了し、選別の対象となった文 書の内容を検討して、移管か廃棄かを決定す る、というあり方が一般的であった。そして、 この選別の判断に際して、それが恣意的なも のとならないよう、様々な工夫が試みられて きた。例えば、選別のための基準を設けたり、 複数人の目を通して選別を行い、意見の異な るものについては担当者間の合議で決定する こと、選別の理由を明記した記録を作成し、 選別業務の透明性を確保すること (6) などで ある。しかしながら、こうした事後的な評価 選別手法においては、文書の性質ごとに、作 成機関側で予め個々の文書の保存年限が設定 されるため、作成年度の異なる文書が同時期 に選別の対象となり、元々は同一の事業や活 動から生み出された文書であったとしても、 文書ファイルごとに選別の判断が異なり、同 一業務のまとまりとして残されていかない、 という問題が度々生じてきた (7)。

このように、日本では従来、保存年限が満了した文書を事後的に評価選別するという手

法が採られてきたのだが、評価には本来、保 存か廃棄かを決定する選別の意味は含まれな い。国際的な標準に基づけば、評価とは、次 のように定義されるものである。すなわち、 「評価は、どの記録を作成及び捕捉する必要 があるのか、並びにどれだけの期間、記録を 保持しておく必要があるのかを決めるため、 業務活動を査定するプロセスである | (8)。 それゆえ、欧米における評価は、行政運営上、 財務上、法規上、および、歴史的な価値の観 点から、業務活動を分析し、その上で、必要 な保存期間を決定することを意味し、必然的 に、この作業は文書作成時点ないしそれ以前 に行われるものとなる。そして、この作成時 点からの評価を行うためのツールとされるの が、レコード・スケジュールと呼ばれるもの である。このツールは、別名リテンション・ スケジュールやディスポーザル・スケジュー ルとも呼ばれ、作成すべき文書、その文書の 保存期間、そして、移管か廃棄かの最終的 な処分方法などを示した一覧表のことを指 す⁽⁹⁾。このレコード・スケジュールを用い ることで、組織の各部署で生み出される文書 の業務や活動に基づく評価や保存期間満了時 までの適正な管理、そして、満了後の最終処 分までの一連の過程をトータルに管理するこ とが可能となる。

翻って、日本では、国際標準に基づく評価の概念がその本来的な意味を持って適用されているわけではないが、作成時点から処分に至るまでの文書管理のためのツールを用いた手法の一部は、2011年に施行された公文書管理法にも、日本版レコード・スケジュールとして実質的に導入されることとなった。すなわち、行政文書を適切に管理するために、法第7条において、行政文書ファイル管理簿の作成が義務づけられ、その記載事項とし

て、「保存期間」や「保存期間が満了したと きの措置 | 等を記載することが規定され、こ のいわゆるレコード・スケジュールの設定に ついては、法第5条第5項において、「保存 期間の満了前のできるだけ早い時期にし、歴 史公文書等に該当するものは国立公文書館等 への移管の措置を、それ以外のものについて は廃棄の措置をとることを定めること、とし て規定されている。この日本版レコード・ス ケジュールを国際標準に基づくレコード・ス ケジュールの手法と比較した場合の決定的な 違いは、評価に際しての業務活動の分析の有 無であり、この業務分析のプロセスが不在で あるがゆえに、時期的には事後的になされて いたものから「満了前のできるだけ早い時期 | への変化が見られるが、文書ファイルごとの 評価という点で、従来型の評価選別との本質 的な差異を不分明なものとしている (10)。ま た、管理法では、文書の保存期間と満了後の 措置の決定が行政機関側の責任で行われるも のとされ、その狙いは、文書の内容を熟知す る現場の職員の判断を尊重するためとされる が、欧米では、このレコード・スケジュール の決定に際し、レコード・マネジャーやアー キビスト等の専門職がその立案や決定に関わ る専門的業務の一つとして明確に位置付けら れている点も大きな違いの一つである。しか しながら、日本の現状ではいまなおこのよう な課題があるとはいえ、ともかくも、制度上 は文書の価値の判断に関わるレコード・スケ ジュールが導入されたこと、また、保存期間 の設定や満了後の措置の決定には、実質的に アーキビストが専門的技術的助言によって行 政機関の判断に関与することで行われてきて いること (11) などから、本稿では、従来型の 〈事 後的な評価選別〉業務とは区別されるものと して、〈事前の評価〉の業務を位置づけるこ

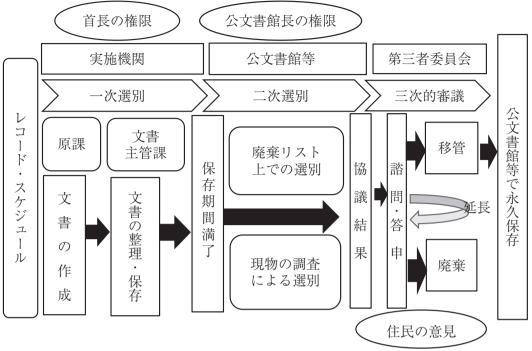


図1 評価・選別の流れと体制

ととしたい。

以上みてきたように、従来型の「評価選別 | から「事前の評価」まで、それぞれの自治体 の業務実態には様々なヴァリアントがありう るが、それに加えて、実際の評価・選別業務 を支え、かつ、その業務のあり方に作用する 制度的な側面(条例制定の有無や文書保存年 限の類型、移管や廃棄の仕組み等を規定する 法規則、人的資源配置や保管スペースの有無 など) についても、自治体ごとに多様であり うる。それゆえ、各自治体での公文書の評価・ 選別のあり方を問うにあたっては、こうした 制度的な側面についても考慮し、評価・選別 を可能とする体制全体を射程に入れて検討す る必要があろう。そこで、評価・選別の流れ とその業務を支える全体の体制について、図 1のような理念型を想定した。

図1に従って評価・選別の流れと体制を簡潔に説明すると、次のとおりである。まず、

文書の保存年限の設定や移管か廃棄かの満了 後の措置を判断するレコード・スケジュール の設定、すなわち「評価」がなされる。これ は、公文書管理法では「作成後のできるだけ 早い時期 | とされるが、記録が生み出される 組織の機能や活動を視野に入れるならば、文 書作成以前に設定しておくことが理念的には 必須である。そして、実施機関の原課により 文書が作成され、整理・保存される。また、 多くの自治体では、一定期間後には総務課な どの文書主管課に引継ぎが行われ、主管課に て集中管理されるのが一般的である。そして、 保存期間満了時には、実施機関において、当 該年度の廃棄予定文書が決定される。この実 施機関による一次選別を経て、公文書館側に よって、設定された選別基準などに従い、廃 棄予定文書の二次選別がなされる。この作業 は、廃棄リスト上での目視による選別と現物 を確認しながらの選別との二種類の方法のい

ずれか、あるいは両方が用いられる。そして、 文書館側で、移管すべきものと廃棄すべきも のとが協議の上で決定される。さらに、第三 者委員会等を設けている場合には、移管・廃 棄の判断の結果が諮問に付され、委員会によ る答申を踏まえた上で、最終的に廃棄される ものと移管されるもの、もしくは、実施機関 において保存期間を延長するものとが決定さ れ、移管対象となった文書は公文書館等で永 久保存される。そして、このような評価・選 別の作業プロセスは、条例や規則の下で制度 化されることで実施される。この制度化の側 面においては、住民共有の知的資源としての 公文書が恣意的に選別廃棄されないための仕 組みが設けられているかどうか、廃棄に際し ての首長の同意や公文書館の関与、住民から の意見の聴取など、各種のチェック体制がい かに整備されているかが、より望ましい公文 書管理体制にとっての考慮すべき重要なポイ ントとなってこよう。

以上のような理念型を念頭に置いて、公文 書館等設置自治体へのアンケート調査を実施 した。次節では、アンケートの調査事項の設 定のねらいについて、評価・選別に関わる論 点を示しつつ説明する。

1.2 調査事項の設定

アンケート調査の概要については、以下の とおりである。

- ・対象:公文書館等を設置している全国の 自治体
- ・方法:郵送およびメール送信による調査。 回答方法は、郵送およびメールでの返信 に加え、Google フォームを用いた二次 元コードからの回答も可とした。
- ·期間: 2021 年 11 月 24 日~ 12 月 21 日

·回答数:82 機関中、72 機関

·回答率:87.8%

本アンケート調査では、公文書館等設置自治体における公文書の評価・選別の実態をその業務を枠づける体制を含めて明らかにし、その現状と課題を把握すること、そして、その全般的な傾向をまとめることで、さらなる個別具体的な実態調査に向けた基礎的資料を得ることを目的とし、次のような調査事項を設定した。

- ① 文書管理のための法規則の有無について:第2問~第3問
- ② 文書発生時の分類整理と保存期間、満了後の措置等について:第4間~第8問
- ③ 公文書館等の設置状況について:第9 問~第10問
- ④ 評価選別業務の実際について:第11 問 ~第15 問
- ⑤ 選別主体と廃棄の判断について:第16 問~第17問
- ⑥ 公文書の受入れと保管スペースの状況 について:第18問~第22問
- ⑦ それぞれの自治体の評価選別の特徴と 課題について:第23問~第24問

なお、第1問は、自治体の種別についての 設問である。以下では、各調査事項の概要を 説明する。

調査事項①では、評価・選別業務を含む公文書管理がどのような根拠規定に基づいて行われているかについて、回答を求めた。「はじめに」で触れたように、公文書管理法はその第34条で、地方自治体にも適正な公文書管理のための必要な施策の策定と実施を努力義務として求めており、この法の趣旨に照

らせば、自治体における各組織を包括する統一的な公文書等の管理を実現するためにも条例化は必須であるといえるが (12)、ここでの設問は、そうした現況における公文書館等設置自治体での公文書管理に関する条例の有無【第2問】、および、規則等の有無【第3問】を確認するものである。

調査事項②は、主に、実施機関における文 書発生段階における文書の分類と保存管理に 関する項目である。この発生段階における実 施機関での文書の管理は、後に公文書館等に 移管されることとなる文書を含む、業務上作 成されるすべての文書に関わるものであると ともに、公文書管理法以降の作成時の「評 価 | が重視されてきている現状においては特 に、組織の事務・事業と対応する文書分類表 やファイル基準表の使用の如何が重要な意味 をもってくる。また、保存期間についても、 規定上の区分が設けられ、その類型に基づき、 文書発生時に文書ごとに保存年限を割り当て るのが一般的である。この保存期間の類型が 評価・選別との関係で特に論点となるのは、 「永年保存」区分を設けているか否かである。 永年保存の文書は通例、作成機関が当該文書 を半永久的に管理するものとされ、公文書館 等に移管される歴史公文書等の対象にはなら ないが、1980年代以降の情報公開制度の導 入やアーカイブズ制度の整備などにより、永 年区分を廃止し、全文書を有期限保存化する ことで、保存期間満了時に歴史公文書等とし て移管するか廃棄するかを判断する仕組みを 導入する自治体も出てきている。このような 永年保存文書か有期限文書かの別や永年保存 の見直し規定の有無によって、評価・選別 の時期や対象が異なってくる場合がある (13)。 また、文書作成時の文書の分類整理や保存期 間の割り当ては、効率的な文書検索のために

も活用されうるが、業務上必要な期間のあいだ、文書を適切に保持し、満了後の措置を適切に行うためにも重要なものであり、「事前の評価」として保存期間を決定し、満了後の移管か廃棄かの措置を定めるレコード・スケジュールの設定とも密接に関わるものである。そこで、文書分類表やファイル基準表の有無【第4問】と使用状況【第5問】、保存期間の区分【第6問】、レコード・スケジュールないしリテンション・スケジュールの設定状況【第7問】について、回答を求めた。また、それと合わせて、電子決裁システムの導入状況【第8間】についての設問も設けた。

調査事項③は、公文書館等の設置と移管の 規定についてである。公文書館等は首長部局 か教育委員会かのいずれかに設置されること が一般的であるが、そのどちらの組織の下に 設置されているかによって、収集の目的や範 囲、文書引渡しの権限の有無等が異なってく るものと思われる。また、それと関連して、 公文書館等がどの部局から移管を受ける規定 となっているかについても、実務に影響を与 える制度上の問題である。そこで、公文書館 等の設置部局【第9問】、および、文書館等 が文書の移管を受ける部局【第10問】につ いて、回答を求めた。

調査事項④は、実際の評価選別業務について問う項目である。1.1 で述べたように、従来の事後的な評価選別においては、公文書館等の専門職員などが廃棄対象となった公文書のなかから保存すべき価値のあるものを見定め、積み重ねられた経験則を頼りに選別作業が行われてきた。しかしながら、その選別・廃棄の判断は属人的なもので継承されにくく、判断の基準や根拠も曖昧であったため、今日の評価選別業務を行う自治体では、業務の透明性や住民への説明の観点からも、選別

の基準やさらに詳しい細目基準を設けている 例が多くみられる。また、実際の選別作業と しては、実施機関によって作成された廃棄対 象文書のリストを用いて一次選別を行い、そ のなかでも、現物をみて判断する必要がある ものは、二次選別として現物の確認による調 **査を行うのが一般的な手順とされている。そ** こで、当事項では、評価選別に際して選別基 準を設けているか否か【第11問】、さらに詳 しい細目基準を設けているか否か【第12間】、 また、実際の評価選別はリストによって行わ れているのか、あるいは、現物の調査によっ て行っているのか【第13問】【第14問】に ついて、回答を求めた。また、それに加え、「事 後的な評価選別 | から「事前の評価 | へと重 点が移りつつある現況における各自治体の実 態を把握するため、いつの時点で評価・選別 を実施しているのか【第15問】について問 う設間も設けた。

調査事項⑤は、評価・選別業務に関わる主 体と、廃棄の判断がどのようになされている かについて問う項目である。評価・選別業務 に関わる主体としては、記録を作成する実施 機関側の原課や文書主管課の職員、そして、 文書館等の専門職員であるアーキビスト等が 想定される。公文書の選別に際しては、行政 経験が豊富な職員による業務上の重要性に基 づく視点と、学術研究等の利用や住民にとっ て後世に残すべき知的資源としての重要性を 勘案したアーキビストによる専門的な視点と の双方の観点から、共同して行うことが理想 であろう。こうした点で、評価・選別業務に どの部署が関わっているかについて、【第15 間】で回答を求めた。また、加えて、公文書 の最終的な処分の決定をどのように行うか、 という制度的な仕組みに関わる問題がある。 行政機関による恣意的な廃棄を阻止するため

の措置として、公文書管理法では、第8条2 項において、最終的な廃棄の決定に際して、 内閣総理大臣の同意を求めているが、自治体 においても、近年、様々な廃棄判断の適正化 策が講じられてきている。例えば、実施機関 が文書を廃棄する際に首長の同意を求めるも の、公文書館長の権限によって廃棄対象と なっていた文書の引渡しを求めることを可能 とするもの、教育委員会との協議や同意を求 めるもの、行政とは異なる視点を持つ有識者 などから構成される第三者機関からの意見の 聴取を求めるもの、廃棄対象文書の公表など により住民からの意見を求めるもの、などで ある (14)。こうした公文書の残り方に影響を 及ぼす最終的な処分決定に際しての廃棄の判 断がどのような主体のチェックのもとに行わ れているかについて、【第16間】で回答を求 めた。

調査事項⑥は公文書を保管する物理的条件 について問うもので、この保管スペースの有 無も実際の公文書の選別判断に直接的・間接 的に作用しうるものと考えられる。この保管 スペースの状況が問題となるのは主として紙 媒体の場合であり、電子媒体ではそれとは異 なる管理・保存の課題が想定される。そのた め、【第18間】では、公文書館等での電子公 文書の受入れ状況についての回答を求めた。 そして、紙媒体の保管スペース状況について は、原局(15)の書庫【第19問】と公文書館 の書庫【第20間】、それぞれについて回答を 求めた。加えて、中間書庫の設置状況【第 21 間】についての設問も設けた。ここで、 中間書庫について説明しておくと、それは実 施機関と公文書館等の間に位置する集中書庫 のことを一般に意味する。この中間書庫を設 置することで、保存期間満了前の業務上の利 用頻度が下がった文書を一定の時期に保存コ

ストの安い集中書庫に移して一元的に管理するとともに、アーキビスト等の専門職員による、十分な時間を確保した上での適正で効率的な選別業務を行うことも可能となるものとされている (16)。さらに、【第22問】では、毎年のおおよその文書発生量、廃棄量、収集量、移管率についても回答を求めた。

調査事項⑦では、各自治体における評価選別業務の特徴的な点【第23問】と、課題となっている点【第24問】について、回答を求めた。 次章では、以上のような調査事項に基づいて実施したアンケート調査の結果を示す。

2. 公文書館等設置自治体への公文書 の評価選別に関するアンケート調 香結果

【第1問】 貴自治体は、次のうち、どれにあたりますか。 $^{(17)}$ (N = 72)

表1 自治体の種別

都道府県	33
政令指定都市	9
中核市	5
市	19
区	1
町	5
総数	72

2.1 文書管理のための法規則の有無について

【第2問】 貴自治体には、公文書を管理 するための条例はありますか。(N=72)

- a 公文書管理に関する条例を定めている。20 (27.8%)
- b 公文書管理に関する条例制定を検討 中である。 5 (6.9%)
- c 公文書管理に関する条例を定めていない。47 (65.3%)

c「条例を定めていない」が6割5分を占める一方、公文書館等設置自治体でも条例制定済み、あるいは、制定を検討中の自治体は3割強に留まっていることが分かる。なお、都道府県、基礎自治体のうち規模の大きい政令指定都市(人口50万人以上)および中核市(人口20万人以上)、それ以外の市区町とで分けた場合の内訳は表2のとおりである。

【第3問】 貴自治体には、公文書を管理 するための規則等はありますか。(複数回 答可)(N=71)

a 公文書管理に関する規則がある。

35 (49.3%)

b 公文書管理に関する規程がある。

54 (76.1%)

c 公文書管理に関する要綱がある。

9 (12.7%)

表2 第2問の自治体種別に応じた内訳

N=72		条例制定済み	b 条例制定を検討中		c 条例の定めなし	
都道府県 (33)	10		4		19	
政令指定都市、中核市(14)		6		1		7
市区町 (25)		4		0		21

_清 原 和 之、毎 熊 浩 一、小 林 准 士

d 公文書管理に関する要領がある。

7 (9.9%)

e 公文書管理に関する例規はない。

1 (1.4%)

3(4.2%)

f その他

「公文書管理に関する例規はない」と答え たのは1件のみであることから、ほぼすべて の自治体が公文書管理に関する何らかの規則 等を備えていることが分かる。また、cの要 綱とdの要領については、それ単独での回 答ではなく、要綱もしくは要領が「ある」と 答えた自治体は、規則か規程にも「ある」と 回答している。f「その他」については、「公 文書管理単独では存在しないが、事務取扱規 程等に含まれている場合」の回答を求めた結 果、3件の回答があった。

2.2 文書発生時の分類整理と保存期間、満 了後の措置等について

【第4問】 貴自治体では、文書分類表や ファイル基準表はありますか。(N = 72)

a ある。

63 (87.5%)

b 文書分類表等はない。 9(12.5%)

【第5問】 第4問で a と回答した場合、 文書分類表ないしファイル基準表は実際 に機能していますか。(N=63)

a 十分機能している。 34 (54%)

b ある程度機能している。 25 (39.7%)

c あまり機能していない。 4(6.3%)

d 機能していない。 0 (0%)

文書発生段階の整理に関わる文書分類表や ファイル基準表の有無について、「ある」との 回答が8割強を占めた。また、文書分類表や ファイル基準表が「ある」と回答したもののう ち、「十分 | と「ある程度 | を合わせれば、9 割強 の自治体で概ね機能していることが窺える。

【第6問】文書の保存期間の区分について、 最短のもの(1年未満等)から最長のもの (30年、長期、永年等)まで、すべてお答 えください。(N=72)

第6間では、文書の保存期間の区分につい ての回答を求めたが、自治体ごとに保存期間 の類型がまちまちですべてを記載することは 困難であるので、ここでは、特に、保存期間 を永年としているか、有期限化しているが問 われる最長のものの区分についてのみ確認し ておく。その結果は、「永年 | ・ 「永久 | ・ 「無 期限 | とするものが21件(29.2%)、「長期 | が 9 件 (12.5%)、「30 年 | が 41 件 (56.9%)、「20 年」が1件(1.4%)であった。

【第7問】 貴自治体では、文書ファイル ごとの保存期間や保存期間満了後の措置 等を定めたレコード・スケジュールもし くはリテンション・スケジュールを設定 していますか。(N = 72)

a 設定している。

46 (63.9%)

b 設定していない。

26 (36.1%)

レコード・スケジュールを設定している自 治体が6割強と、比較的多い印象である。し かし、「保存期間のみ」定めていると回答の あった自治体が4件あり、保存期間のみの設 定か、満了後の措置等も含めた設定となって

いるかといった、レコード・スケジュールの 具体的な設定項目をさらに子細にみてみる と、自治体ごとの運用面での違いがより明確 になるものと思われる。

【第8問】 貴自治体では、電子決済シス テムを導入していますか。(N=72)

a 導入している。

40 (55.6%)

b 一部導入している。 15 (20.8%)

c 導入していない。

17 (23.6%)

電子決済システムの導入状況については、 「導入している」と「一部導入している」を 合わせると7割5分で多数を占めた一方、「導 入していない」と回答した自治体は2割5分 であった。

23 公文書館等の設置状況について

【第9問】 公文書館等の設置部局はどこ ですか。(N=72)

a 首長部局

51 (70.8%)

b 教育委員会

17 (23.6%)

c その他

4 (5.6%)

首長部局が7割、教育委員会が2割強とい う結果であった。なお、アンケート調査用紙 では、当設問の選択肢aを「知事部局」とし ていたが、基礎自治体の場合は市長や町長と なるため、「首長部局」と訂正した。それに 伴い、市長部局や町長部局に当たるためcを 選択していたものは、aに振り分けて再集計 した。また、「その他」は、総務部局系が3件、 教育委員会に文書館が設置され、知事部局に 歴史公文書室を設置する県が1件であった。

【第10間】 貴自治体の文書館等では、ど の部局から文書の移管を受けていますか。 (N = 72)

a すべての部局

58 (80.6%)

b 対象部局

14 (19.4%)

「すべての部局 | からが8割、「対象部局 | からが2割で、bの対象部局は、首長部局の みが3件、首長部局と教育委員会からが3件、 警察・公安委員会等を除くすべての部局が8 件、という結果であった。

2.4 評価選別業務の実際について

【第11 間】 歴史的に重要な文書等の評価 選別に関して、選別基準を設けています

- a 選別基準を設定している。67(91.3%)
- b 選別基準を設けていない。5(6.9%)

選別基準を設定している自治体が9割を占 めた。

【第12 問】 歴史的に重要な文書等の評価 選別に関して、細目基準を設けています

- a 細目基準を設定している。42(59.2%)
- b 細目基準を設けていない。29(40.8%)

細目基準については、「設定している」が 6割弱、「設けていない」が4割という結果 であった。一般に、選別基準は「住民生活の 推移が跡づけられる公文書 | など、抽象的な ものだが、細目基準は、具体的な文書例など

清 原 和 之、毎 熊 浩 一、小 林 准 士

を示した具体的なものとなっていることが多い。それゆえ、細目基準を設定していない場合、選別する個々人の判断により重きが置かれることになるとも考えられる。ただし、「選別基準」のみの場合であっても、基準がより明確であったり、選別方針や選別ガイド、選別マニュアルなどを備えている自治体もみられ、個別具体的に選別基準等と実際の業務との関係を検討する必要があろう。

【第13問】 歴史的に重要な文書の評価 選別は、どのように行っていますか。 (N=72)

- a 廃棄リスト等の調査による選別 12 (16.7%)
- b 現物の調査による選別 10 (13.9%)
- c リストと現物の両方の調査による選別 47 (65.3%)
- d その他の方法による選別 3(4.2%)

リストと現物両方の調査による選別が6割強、リストのみによる選別が1割5分、現物のみによる選別が1割強であった。なお、リストのみは県や大規模自治体に多く(都道府県8件、政令指定都市3件、市1件)、現物の調査のみは中小規模自治体に多い傾向(県1件、中核市2件、市6件、町1件)がみられた。

【第 14 問】 (第 13 問で a もしくは c と答えた場合) 選別のためのリストはどのようなものを用いていますか。 $(N=60)^{(18)}$

- a 簿冊 (ファイル) 単位のリストを使用 44 (73.3%)
- b 件名単位のリストを使用 4(6.7%)

c 簿冊 (ファイル) 単位と件名単位の 両方のリストを使用 10 (16.7%)

d その他 2 (3.2%)

a「簿冊 (ファイル) 単位のリストを使用 | が7割強と最も多く、次いで、c「件名単位 のリストを使用 | が1割5分程度、b「件名 単位のリストを使用」は1割未満であった。 また、「その他」については、文書管理シス テム導入以前は簿冊 (ファイル) 単位のリス トを使用していたが、導入後は簿冊(ファイ ル) 単位と件名単位の両方の使用となったと 回答した自治体が1件、簿冊単位のリストと ファイル単位のリストの両方を用いていると 回答した自治体が1件みられた。一般に、簿 冊 (ファイル) 単位のタイトルだけでは判断 しづらく、他方、件名単位のリストは個別具 体的なものとなるが、量が膨大で煩雑となる きらいがある。ただし、【第 13 問】の c の場 合のように、簿冊 (ファイル) 単位のリスト で判断に迷ったものは現物調査で確認をとる など、自治体の規模や選別に係る人員、毎年 の選別対象となる文書量によって、より適し た方法がとられているものと想定される。

【第15問】 評価選別はいつの時点で実施されますか。(複数回答可)(N=72)

a 文書作成時 9 (12.5%)

b 文書保存期間の満了前のできるだけ 早い時期 20 (27.8%)

c 文書保存期間満了 50 (69.4%)

d その他 12 (16.7%)

cの「保存期間満了後」が7割弱と最も多く、 次いで、bの「満了後のできるだけ早い時期」 が2割8分、aの「文書作成時」が1割強という結果であった。d「その他」は、保存期間満了の前後数カ月に実施するところや、文書完結年度の翌年と保存期間の最終年度に実施する例などがみられ、必ずしも選択肢に収まらない自治体ごとの実情が窺われた。なお、評価・選別がある一時点で行われる場合と、複数の時点で行われる場合とがみられ、それを踏まえて整理し直したのが表3である。

表3の整理に従えば、aの「文書作成時」のみが2件、bの「保存期間満了前のできるだけ早い時期」のみが8件、cの「保存期間満了後」のみが36件となる。また、bとcの時期に行っている自治体が8件見られたのに加え、aとbが2件、aとcが3件、aとbとcが2件みられた。

2.5 選別主体と廃棄の判断について

【第16問】 どの部署の職員が、歴史的に 重要な文書等の選別作業を担当していま すか。(複数回答可)(N=72)

a	原課	32	(44.4%)
b	文書主管部署	15	(20.8%)

c 文書館等 64 (88.9%)

d その他 3 (4.2%)

文書館等が9割弱を占め、次いで、原課が4割4分、文書主管部所が2割と続く。なお、選択肢を一つだけ回答した自治体(すなわち、一主体が単独で選別業務を行う場合)と、複数の選択肢に回答した自治体(すなわち、複数の主体が選別業務に関わる場合)とがあるため、それを踏まえて整理し直したのが表4である。

表4の整理では、cの文書館単独が34と 最も多く、2番目に多いのがa原課とc文書 館が関わるところで、18件であった。同じ くcの文書館等が関わるものに、b文書主管 課との組み合わせが4件、aとbがともに関 わる例が8件見られた。他方、選別業務に文 書館が関与せず、原課や文書主管部署が関わ る例も少数だがみられた(a単独が2件、b 単独が1件、a + b が2件)。この点は、評 価の時期や手法、体制との関わりで、さらな る検討を要する。なお、a + d「その他」を 選択した2件はいずれも、原課と文書課が関 わる、との回答であった。また、dのみを選 択した1件は、1年保存文書は原課、それ以 外の長期保存文書は文書館が選別する、との 回答であった。

表 3 評価・選別の時期

	a 文書作成 時		c 保存期間 満了後	a 作成時 + b 満了前	a 作成時 + c 満了後	b 満了前+c 満了後	a 作成時 + b 満了前 + c 満了後	d その他
都道府県	1	3	16		3	3		7
政令指定都市		2	3	1				2
中核市			4				1	
市	1	2	9	1		5		2
区			1					
町		1	3				1	
(N=72)	(2)	(8)	(36)	(2)	(3)	(8)	(2)	(11)

清 原 和 之、毎 熊 浩 一、小 林 准 士

表 4	選別作業の担当部署	
衣 4	进列作業の担当部者	•

	a原課	b文書主管 部署	c文書館等	a原課+ b文書主管 部署	a原課 + c文書館等	b文書主管 部署 + c文書館等	a原課 + b文書主管 部署 + c文書館等	a原課 + dその他	dその他
都道府県		1	14	1	8	1	5	2	1
政令指定都市	1		1		5		2		
中核市			1		2	2			
市	1		13	1	3	1			
区			1						
町			4				1		
(N=72)	(2)	(1)	(34)	(2)	(18)	(4)	(8)	(2)	(1)

【第17問】 文書の廃棄の判断は、どのようになされていますか。(条例上の定めのあるもの以外も含む。)(複数回答可)(N=72)

- a 実施機関または原課による判断 51 (70.8%)
- b 首長の同意又は協議に基づく判断 10(13.9%)
- c 公文書館長の同意又は協議に基づく判断 24 (33.3%)
- d 教育委員会との協議による判断 3 (4.2%)
- e 第三者機関(公文書管理委員会、審 議会、等)での協議に基づく判断

8 (11.1%)

f 住民の意見聴取等による判断

1 (1.4%)

g その他

11 (15.2%)

a「実施機関または原課による判断」により廃棄が行われるところが最も多く、7割を占めた。ただし、選択肢を一つだけ回答した自治体と複数の選択肢に回答した自治体とで整理し直した場合、a「実施機関または原課」

単独での判断と回答したのは26件で、a+ b「首長の同意又は協議に基づく判断 |が2件、 a + c 「公文書館長の同意又は協議に基づく 判断 | が7件、a + d 「教育委員会との協議 に基づく判断」が2件、a + e「第三者機関 での協議に基づく判断 | が 3 件、a + c + f 「住 民の意見聴取等に基づく判断」が1件など、 文書廃棄の最終的な判断に複数の主体が関与 する仕組みをとっている自治体もいくつか見 られた。また、廃棄の判断に公文書館が関与 する例は、先のa + c、a + c + fのほかに、 b + c が 1 件、a + b + c が 1 件、a + b + c + d が 1 件、a + b + c + e が 1 件、a + c + eが2件見られた。なお、g「その他」は、 公文書館ないし公文書館長による判断と回答 したものが5件みられたほか、原課と文書主 管課の協議による判断とする回答、外部有識 者の意見を取り入れているとの回答などがみ られた。

2.6 公文書の受入れと保管スペースの状況 について

【第18問】 貴文書館等では、電子公文書 の移管を行っていますか。(N=71)

- a すべて電子公文書として受け入れている。7 (9.9%)
- b 一部、電子公文書を受け入れている。 22 (31%)
- c 電子公文書は受け入れていない。 42 (59.2%)

「受け入れていない」が6割弱と最も多いが、「すべて」と「一部」を合わせると電子公文書の受入れを開始している自治体が4割となっていることが分かる。

【第 19 問】 原局の書庫には、どの程度の 空きスペースがありますか。(N = 66)

- a 十分な空きスペースが確保されている。2 (3%)
- b 空きスペースは十分ではないが、支障はない。23 (34.8%)
- c 十分な空きスペースがなく、対策が必要である。 32 (48.5%)
- d 逼迫しており、支障をきたしている。 9 (13.5%)

「十分な空きスペースが確保されている」、および、「十分ではないが、支障はない」が合わせて4割弱であるのに対し、「十分な空きスペースがなく、対策が必要」と「逼迫している」を合わせた6割を超える自治体では、原局の書庫に十分な空きがなく、何らかの対策が必要となっていることが明らかとなった。

【第20問】 中間書庫は設置されていますか。(N=72)

- a 設置している。 29 (40.3%)
- b 設置していない。 30 (41.7%)
- c その他 13 (18.3%)

中間書庫を「設置している」が4割、他方、「設置していない」も4割ほどであった。また、「その他」が2割弱ほどみられたが、この選択肢を選んだ自治体に設問内の自由記述欄で具体的回答を求めたところ、中間書庫という名称の書庫は設置していないが、原局内で保存期間満了前の文書を集中管理する書庫を設けているところや、文書館内に永久保存文書とは別に中間書庫的な機能を持つ書庫を設けている事例など、様々な形態が採られていることが示された。

【第21問】 文書館等の書庫には、どの程 度の空きスペースがありますか。(N=72)

- a 十分な空きスペースが確保されている。 10 (13.9%)
- b 空きスペースは十分ではないが、支障はない。21 (29.2%)
- c 十分な空きスペースがなく、対策が必要である。 32 (44.4%)
- d 逼迫しており、支障をきたしている。 9 (12.5%)

「十分な空きスペースがある」と「十分ではないが、支障はない」が合わせて4割強である一方、「十分な空きスペースがない」あるいは「逼迫している」と答えた自治体が、合わせて5割5分以上みられた。

【第22問】 毎年のおおよその文書発生量、 廃棄量、収集量、移管率について、分か る範囲でお答えください。(箱数、冊数、 件数、等)

【第22 問】については、自治体の規模も異なり、回答として得られた各種数量の単位もまちまちであったため、具体的な検討は今後の課題としたい。

2.7 それぞれの自治体の評価選別の特徴と 課題について

最後に、各自治体で行われる評価選別業務において、特徴的な点と課題となっている点について、自由記述で回答を求めた。すべての回答を網羅的に採り上げると煩雑となり、紙幅の制限もあることから、それぞれの点について主要なものを取りまとめたものを以下に示す (19)。

【第23 問】 貴館で実施されている評価選別業務において、特徴的な点があれば、ご記入ください。

- ・複数職員による合議による評価選別
- ・原課と文書主管課での評価選別
- ・原課での一次選別、公文書館職員による二次選別 (リストと現物確認)、第三 者委員会による三重チェックの仕組み
- ・文書館側に全量移管し、選別する仕組み
- ・原課が廃棄と判断した文書が歴史公文 書等に該当する場合、公文書館側が引 渡しを求めることができる点
- ・外部有識者からの意見聴取

- ・審議会など、第三者機関への意見聴取
- ・一度選別した文書について、再選別す る取り組み
- ・中間書庫機能を有している点(現物を 確認しながらの選別作業がしやすい)
- ・RPA (Robotic Process Automation) の対象外簿冊の特定への活用

複数職員間での合議による判断や複数段階による評価選別の実施、文書館側の引渡し権限を有すること、第三者機関や外部有識者への意見聴取によるチェックの仕組みなどを特徴として挙げる自治体が複数みられた。

【第24問】 貴館で実施されている評価選別業務について、課題と思われる点があれば、ご記入ください。

- ・原課職員の理解の不足、歴史公文書に 対する意識の向上
- ・レコード・スケジュールを導入できて いない点
- ・文書作成段階で、保存期間は設定され るが、満了後の移管か廃棄かの措置ま では設定されていない点
- ・(文書管理の)システム上では組織を基本とした文書分類が設定されるため、 業務単位での評価ができない点
- ・文書主管課が評価選別を行う兼務体制 の確立
- ・文書管理システムに登録されていない 文書のリスト化
- ・リスト上のみでの評価選別を実施して いるため、実際の文書の中身が把握で きていない点

- ・過去の判断の経緯等を調査し厳密に選 別すればするほど、事務が煩雑になる 点
- ・移管すべき文書に対する原課と文書館 側での意見の相違
- ・選別のための細目基準を定めていない ため、選別業務にあたる職員によって 違いが出る点
- ・専門知識を持つアーキビスト等が配置 できていない点
- ・選別作業に掛けられる時間が短い点
- ・幅広に収集する傾向にある点
- ・選別業務に関わる人員の不足
- ・十分な保管スペースの不足
- ・電子文書化に伴う選別システムの確立 や長期保存措置

課題として挙げられている点を大別すると、レコード・スケジュールの未導入、選別基準やリスト上のみで選別することの問題、電子文書管理システムに関わる問題、保管スペースの不足など、制度や仕組み、方法に関わる問題の指摘が見られた一方、原課職員の歴史公文書への理解の不足、評価選別業務に掛けられる時間や人員の問題、専門知識を持つアーキビスト等専門職員の不在、評価選別に関する判断の相違など、評価選別業務に関わる人の問題を指摘する回答も多くみられた。

おわりに

本稿では、自治体における公文書の評価選 別に焦点をあて、その実務と体制の多様性を 踏まえたアンケート調査の実施結果について、まとめてきた。そこから明らかとなったことと課題を整理すると、以下のとおりである。

まず、公文書管理条例の制定状況については、公文書館等設置自治体でも未整備のところが多く見られた。議会を通した条例制定は一筋縄ではいかないものと思われるが、業務上作成・収受される公文書は住民の知的共有資源であることからすれば、畢竟、一組織内部でしか拘束力をもたない規則・規程ではなく、議会と首長の同意のもとで組織横断的に法的拘束力を有する条例において、適法に文書管理を行う体制整備が目指されるべきである。

次に、実施機関での文書発生段階の状況に目を向けると、文書分類表やファイル基準表は機能しているところが多くみられた。また、レコード・スケジュールについても6割強の自治体が設定していることが分かった。このことは、原局における「評価」が何らかの形でなされていることを示しているものと思われるが、どのような設定項目をレコード・スケジュールに組み込んでいるか、また、保存期間や満了後の措置の判断に、原課だけでなく文書館側も関与できる仕組みとなっているかどうかも重要なポイントとなろう。

また、このレコード・スケジュールの設定 状況とも関連して、評価・選別業務の実施時 期についても、従来型の事後的な評価選別を 実施している機関が多数を占めた一方、文書 作成時の事前の評価もいくつかの自治体で取 り入れられてきていることが示された。この 点からも、原課の職員の判断が重要となっ てくるとともに、「評価」の適正化のために、 より長期的・包括的な視点から判断を下しう るアーキビスト等専門職の関与が求められ る。他方で、最終的な廃棄の判断には、原課や文書主管課など実施機関側によるものに加え、首長や公文書館長による同意、第三者機関や有識者からの意見聴取、廃棄前の住民への公表などの仕組みを取り入れている自治体もいくつかみられた。こうした実施機関の外部からのチェック体制の整備は近年の条例制定自治体等にみられる傾向でもあるが、その実態がどのようなものであるか、実施機関や文書館等での評価・選別の実施状況と合わせて、より詳細な調査・検討が必要である。

公文書の保管状況については、原局と文書 館ともに、十分な空きスペースがなく、書庫 が逼迫していると答えた自治体が多く見られ た。しかし、その一方で、原局における電子 決裁システムの導入や文書館等での電子公文 書の受入れも進んできていることが示され た。今後、電子公文書の移管が本格的に進め ば、現状の書庫の状況改善にも寄与すること が期待できるが、電子公文書の移管において は、単にサーバ上でファイル共有し、作成機 関から文書館等に管理権限を移行するという 措置のみでは不十分であり、より慎重な検討 を要する。すなわち、個々の文書の業務プロ セスとの適切な関連づけや長期保存を見据え た文書の生成時点からの一貫したライフサイ クル管理が電子公文書においては必須といわ れており、文書館等での受入れ・保存体制を 含む公文書管理システム全般の見直しを視野 に入れた組織的な検討が必要となる⁽²⁰⁾。こ の電子公文書の管理・保存状況と合わせて、 各自治体において、事前の評価と最終処分が どのようになされているか、より詳細な実態 把握が求められる。

以上のような制度、体制に関わる問題がある一方、各自治体で課題として多く上げられていたのは、原課の職員の意識や作成機関の

職員と文書館側の職員との連携の不足といった問題であった。この点に関しては、実施機関の職員に向けた研修の充実や評価・選別業務が実際に行われるなかでの職員間での相互連携など、文書館の職員の側から意識的に働きかけていくことも必要と思われる (21)。こうした地道な取り組みを行っている自治体の事例の調査、共有も今後の課題である。今回のアンケート結果を踏まえ、それぞれの自治体の実情に即した形での、より適正な評価・選別業務の実施に向けて、さらなる検討を進めていきたい。

付 記

本研究は、JSPS 科研費 (No.21K01294)「市 民参加による自治体公文書の評価選別に関す る理論的・実践的研究」(基盤研究(C)) の助 成を受けたものである。

アンケート調査にご協力いただいた自治体 の皆様には厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 一般財団法人地方自治研究機構の以下 のサイトによる。
- http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/rei ki/019_officialdocumentmanagement.htm
- (2)「豊島区公文書等の管理に関する条例」 (平成31年10月1日施行) https://www.city.toshima.lg.jp/030/documents/documents/koubunsyokanijyourei.pdf
- (3) ここでの「アーカイブズ」とは、「業務遂行の過程で個人又は組織により作成・収受されて蓄積され、並びにその持続的価値 (enduring value) ゆえに保存された文書」を指す。International Council on Ar-

chives, Multilingual Archival Terminology http://www.ciscra.org/mat/

- (4) Ibid.
- (5) Richard Pearce-Moses, A Glossary of Archival and Records Terminology, Chicago: Society of American Archivists, 2005, p. 356.
- (6) 選別理由を明記する試みとして、例えば、神奈川県立公文書館は、県のホームページで選別記録を公表している。https://archives.pref.kanagawa.jp/www/contents/1549578458725/index.html
- (7) こうした問題の克服のために、評価選別の判断を業務プロセスや機能に基づき、文書の作成段階で行うことの必要性は、1990年代ごろより指摘されてきた。石原一則「欧米における記録管理」、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年、463-467頁;同「現代公文書の評価・選別方法について一神奈川県立公文書館の実務から」、『神奈川県立公文書館紀要』第2巻、1998年;同「記録の評価選別とレコード・スケジュール」、『アーカイブズ学研究』No.13、2010年、16-30頁、など。
- (8) ISO 15489-1:2016 -Information and documentation-Records Management-Part 1: Concepts and principles, p. 10; JIS X 0902-1: 2019 情報及びドキュメンテーション―記録管理― 第1部:概念及び原則、12頁。
- (9) E. シェパード/G. ヨー共著、森本祥子ほか訳『レコード・マネジメント・ハンドブック―記録管理・アーカイブズ管理のための』日外アソシエーツ、2016年、232-237頁; Patricia C. Franks, Records and Information Management, Facet

- Publishing, 2013, pp. 96-101.
- (10) 欧米と日本における評価に関わる業務 を比較検討したものとして、橋本陽「海外 と日本の文書管理の比較: 永年保存、「評 価選別し、文書スケジュールし、『帝国デー タバンク史料館研究成果』、2019年。当論 考では、特に、評価の対象が、日本では文 書ファイル単位であるのに対し、欧米にお いては、ファイル単位より上位の業務活動 レベルにあたるシリーズ単位となっている 点を指摘している。また、日本における業 務活動の分析に基づく評価の試みとして、 田嶋知宏「機能別評価選別による行政文書 の評価と選別ー内閣府男女共同参画局を事 例として一」、『北の丸』 第40号、2007年; 田嶋知宏「行政文書の評価選別に寄与する 日本版機能別評価選別マニュアル (素案) 作成の試み」、『北の丸』第41号、2008年; 安藤福平「DIRKS マニュアルを適用した 業務活動分析について」、『広島県立文書館 紀要』第9号、2007年; 荒木清二「DIRKS マニュアルの適用による業務分析とレコー ドスケジュール試案の作成一広島県教育委 員会文化財課を事例として一」、『広島県立 文書館紀要』第11号、2011年、等を参照。
- (11) 小谷允志編著『公文書管理法を理解する一自治体の文書管理改善のために―』日外アソシエーツ、2021年、46頁;下重直樹・湯上良編『アーキビストとしてはたらく―記録が人と社会をつなぐ―』、山川出版社、2022年、118頁。
- (12) 公文書管理法34条では、自治体に対して公文書管理の条例制定までを明文で義務付けているわけではないが、行政法学が専門の早川和宏によれば、公文書管理規則・規程に基づく公文書管理では、文書の作成・整理・保存・移管又は廃棄の各段階におい

- て、規則・規程制定権者の恣意的な運用を可能とするとともに、自治体において義務 賦課・権利制限が可能であるのは条例のみ (地方自治法 14条) である点からすれば、 公文書館等において利用制限(公文書管理 法第 16 号第 1 項の各号参照)を課す場合 には、「権利を侵害するもの」に該当する ため、条例でなければならない、という。 以下を参照。早川和宏「地方自治体における公文書管理の現状と課題」、日本弁護士 連合会ほか編『公文書管理―民主主義の確 立に向けて―』明石書店、2019 年、76-96 頁。
- (13) 早川和宏監修、地方公共団体公文書管理条例研究会『こんなときどうする?自治体の公文書管理―実際にあった自治体からの質問36―』第一法規、2019年、143-148頁、参照。
- (14) 関東弁護士会連合会編『未来への記録 一リスクを回避するための自治体の文書管 理一』第一法規、2020年、126-130頁。
- (15) 本稿では、「原局」を実施機関側の部局 単位、「原課」を当該文書等に係る事案を 所掌する課の意味で用いる。
- (16) 中間書庫制度については、公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する報告」、内閣府、2006年、https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/cyukansyokenkyukai.pdf、小谷允志「社会基盤としての中間書庫のあり方に関する研究会について」、『レコード・マネジメント』No. 60、2011年、等を参照。

- (17) アンケート調査用紙では、「特定都市」・「中核都市」・「特例市」という選択肢を設けていたが、本稿では、特例市は2015年に廃止されているため削除し、基礎自治体については、「政令指定都市」・「中核市」・「市」・「区」・「町」として振り分け直している。
- (18) 第13 間で a ないし c と回答した対象機 関は59 件だが、同設問で d と回答してい た機関1件も第14 間に回答していたため N=60 となっている。
- (19) 同様の趣旨と思われる重複する回答は 執筆者の方で一つにまとめ、自治体を特定 しうると思しき記述については適宜修正を 加えた。
- (20) 最近の電子公文書管理をめぐる国の動きについては、公文書管理委員会デジタルWG「デジタル時代の公文書管理について」2021年7月 https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/digitalwg/digitalwg.html、内閣府「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知」2022年2月https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi2.pdf、等を参照。また、小谷編、前掲書、第3章では、自治体における電子公文書管理のポイントと課題が簡潔にまとめられている。
- (21) 原課の職員への働きかけの事例として、 例えば、以下を参照。富永一也「公文書の 受入/引渡について:被組織的現場論と省 察」、『沖縄県公文書館研究紀要』第11号、 2009年。

2023 年 3 月 65